

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

2014年(平成26年)4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられ、また、2019年(令和元年)10月1日から一部軽減税率が適用されるものを除き、8%から10%へ引き上げられました。

消費税率の引き上げに伴い、市の歳入である地方消費税交付金についても増え、この分については、「社会保障財源化分」として市が行う社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険・保健衛生)に充てることとされており、次のとおり関連経費に充当しています。

なお、地方消費税交付金の引き上げ分の充当方法については、各区分の一般財源の割合により按分して算出しています。

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分） **305,000** 千円

(歳出)

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 **4,963,985** 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源				
		特 定 財 源			内 訳	
		国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税 税（社会保障財源化 分の市交付金）	そ の 他
社会福祉事業	800,404	577,979		9,459	24,268	188,698
高齢者福祉事業	522,378	77,975		9,772	49,532	385,099
児童福祉事業	1,023,435	636,957	32,800	72,168	32,081	249,429
生活保護事業	864,296	672,880		2,687	21,508	167,221
社会福祉 計	3,210,513	1,965,791	32,800	94,086	127,389	990,447
国民健康保険事業	178,364	78,867			11,339	88,158
介護保険事業	366,661	29,800		95	38,379	298,387
年金事業	88	88				
社会保険 計	545,113	108,755		95	49,718	386,545
医療関連事業	1,122,040	4,098		62,077	120,330	935,535
感染他疾病予防事業	75,066	15,834		2,916	6,418	49,898
健康増進対策	11,253	596		633	1,142	8,882
保健衛生 計	1,208,359	20,528		65,626	127,890	994,315
合 計	4,963,985	2,095,074	32,800	159,807	304,997	2,371,307